

# 4 自主防災組織および個人の日頃の取り組みと発災時の行動

## 1. 日頃の取り組み

災害時に被害の発生及び拡大を防止するためには、日頃から出火防止など災害に備えて準備しておくことが大切です。

各家庭で、以下の取り組みをしていただくように、各町会で啓発・推進する。

### ①出火防止

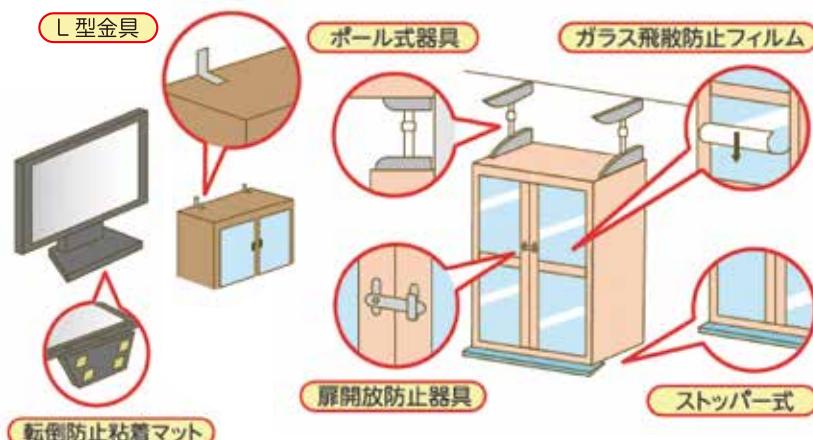
大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、次の事項の点検・整備を進める。

- ・火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓状況
- ・可燃性危険物品（カセットボンベ・灯油など）の保管状況
- ・消火器など、消火用資機材の整備状況
- ・その他、建物等の出火の恐れのある危険箇所の状況

### ②家具転倒防止器具の取り付け促進

家具の転倒防止を推進するために、下記事項を検討する。

- ・室内の危険箇所の点検
- ・安全対策、転倒防止策などの検討
- ・家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付け



## 2. 災害時の取り組み

### ①地震災害の発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭、体を守る。
- ・室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- ・都市ガスは震度5相当以上でほとんどのご家庭で自動的に遮断されますが、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備える。
- ・電気器具等は電源を切りブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関や部屋の扉を開け避難路を確保する。
- ・災害の情報を取得する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。

## ②水害等の災害の発生時の行動

- ・テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
- ・水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難に時間要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- ・「避難勧告」「避難指示（緊急）」発令時は落ち着いて、直ちに避難する。
- ・夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。

## 大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。



## ※避難準備情報等の名称変更について

災害が発生し又は発生する恐れがある場合に発令する避難に関する勧告等（避難指示・避難勧告・避難準備情報）については、災害対策基本法等に基づき、本市地域防災計画に定めています。

政府では、平成28年8月に岩手県岩泉町で発生した、台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討会を設置し、国や地方公共団体、要配慮者施設の管理者および住民自身が今後実施すべき取り組みについて報告がとりまとめられ、この報告を踏まえ、避難準備情報等の名称が変更されました。

「避難準備情報」の名称については、台風第10号による水害の際に高齢者施設において適切な避難行動がとられなかつたことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称が変更されています。あわせて「避難指示」は「避難指示（緊急）」に名称が変更されています。特に、名称変更された「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、いつでも避難できるように準備するとともに、身の危険を感じる方や避難に時間を要する方、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、児童、傷病者、外国人など特に配慮を要し自ら避難することが困難で、円滑・迅速な避難のため、特に支援を要する者）の方は速やかに避難を開始してください。また、避難を支援する方は、支援行動を開始してください。

## 「避難準備情報」の名称変更について（平成28年12月26日公表）

（変更前）



（変更後）



### ③安否確認

- ・隣近所の助け合いにより、町会毎の一時避難場所に集結し、安否確認を行う。
- ・町会責任者は各役員に安否確認を実施させ、それを把握する。
- ・「白いタオル等」を玄関やドアノブなどに掛け安否を知らせ、安否が不明な時は、救出・救護班と一緒に、救出・救護活動を行うとともに避難誘導班を中心で避難場所等へ誘導する。
- ・地域外に避難する場合には、避難先（連絡先を含む）等を班長、町会役員等に連絡する。



### ④初期消火

- ・火災発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらうと共に、消火器等にて初期消火に努める。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・天井まで火が回った場合は、初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ・要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- ・可搬式ポンプ等が準備できれば使用する。



### ⑤救出・救護活動

- ・救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に地域の住民や事業所が協力しあって活動する。
- ・フォークリフトやバール等、救助に活用できる有用な資機材は日頃から所有者や事業所に相談しておく。



### ⑥避難行動

- ・自身の身の安全を確保し、近隣の助け合いの一時避難場所に集合する。
- ・町会責任者により安否確認を行う。
- ・安否確認後、家屋の倒壊などで自宅での生活が不可能な場合は、災害時避難所の野田小学校へ避難する。
- ・地域住民も元気な住民は避難誘導班を支援する。

